

改 正 案	現 行
<p>第三章 業務等</p> <p>（法第二十四条の二第二号の厚生労働省令で定める行為）</p> <p>第十五条の二 法第二十四条の二第二号の厚生労働省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為（静脈路確保のためのものを除く。） 、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為</p> <p>二 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為並びに当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為</p> <p>三 画像誘導放射線治療のために肛門にカテーテルを挿入する行為及び当該カテーテルから空気を吸引する行為</p> <p>（法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査）</p> <p>第十五条の三 法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査は、胸部エックス線検査（コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。）とする。</p>	<p>第三章 業務等</p> <p>（新設）</p> <p>（法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査）</p> <p>第十五条の二 法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査は、胸部エックス線検査（コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。）とする。</p>

○ 臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査）</p> <p>第一条 臨床検査技師等に関する法律（以下「法」という。）第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。</p> <p>一 十六 （略）</p> <p>十七 <u>基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査（静脈に注射する行為を除く。）</u></p> <p>十八 <u>電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査</u></p>	<p>（法第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査）</p> <p>第一条 臨床検査技師等に関する法律（以下「法」という。）第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。</p> <p>一 十六 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>